

静岡県看護職員修学資金貸与規則及び静岡県看護職員特別修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第21号

静岡県看護職員修学資金貸与規則及び静岡県看護職員特別修学資金貸与規則の一部を改正する規則
(静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部改正)

第1条 静岡県看護職員修学資金貸与規則(昭和38年静岡県規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(i) 保健師、看護師又は准看護師が養成施設を卒業した後、引き続き5年間、県の区域内の次に掲げる施設において看護業務に従事したとき(クに掲げる施設において看護業務に従事する場合にあつては、県の区域内のアからキまでに掲げる施設において、3年以上看護業務に従事した実務経験を有するときに限る。)又は県の区域内の地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村(以下「特定町村」という。)において保健師の業務に従事したとき。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第<u>6条の2第3項</u>の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構又は<u>独立行政法人国立精神・神経医療研究センター</u>の設置する医療機関</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 介護保険法(平成9年法律第123号)第<u>8条第27項</u>に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)</p> <p>ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に</p>	<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(i) 保健師、看護師又は准看護師が養成施設を卒業した後、引き続き5年間、県の区域内の次に掲げる施設において看護業務に従事したとき(クに掲げる施設において看護業務に従事する場合にあつては、県の区域内のアからキまでに掲げる施設において、3年以上看護業務に従事した実務経験を有するときに限る。)又は県の区域内の地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村(以下「特定町村」という。)において保健師の業務に従事したとき。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第<u>6条の2の2第3項</u>の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構又は<u>国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター</u>の設置する医療機関</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 介護保険法(平成9年法律第123号)第<u>8条第28項</u>に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)</p> <p>ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に</p>

<p>係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行うものに限る。）、同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（<u>同条第4項に規定する介護予防訪問看護を行うものに限る。</u>）又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項の指定に係る同項に規定する訪問看護事業を行う事業所（以下これらを「訪問看護等事業所」という。）</p> <p>(2) 助産師が養成施設を卒業した後、引き続き5年間、県の区域内の次に掲げる施設において助産師の業務に従事したとき。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する<u>母子健康センター</u></p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行うものに限る。）、同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（<u>同条第3項に規定する介護予防訪問看護を行うものに限る。</u>）又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項の指定に係る同項に規定する訪問看護事業を行う事業所（以下これらを「訪問看護等事業所」という。）</p> <p>(2) 助産師が養成施設を卒業した後、引き続き5年間、県の区域内の次に掲げる施設において助産師の業務に従事したとき。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する<u>母子健康包括支援センター</u></p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2～6 （略）</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県看護職員特別修学資金貸与規則の一部改正）

第2条 静岡県看護職員特別修学資金貸与規則（平成9年静岡県規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第9条 知事は、特別修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、特別修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 養成学校を卒業した後、引き続き5年間、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（キに掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。以下この号において同じ。）に従事したとき（ケ又はコに掲げる施設において看護職員の業務に従事する場合</p>	<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第9条 知事は、特別修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、特別修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 養成学校を卒業した後、引き続き5年間、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（キに掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。以下この号において同じ。）に従事したとき（ケ又はコに掲げる施設において看護職員の業務に従事する場合</p>

<p>にあつては、県内のアからクまでに掲げる施設において、3年以上看護職員の業務に従事した実務経験を有するときに限る。)又は県内の地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村(以下「特定町村」という。)において保健師の業務に従事したとき。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第<u>6条の2第3項</u>の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構又は<u>独立行政法人国立精神・神経医療研究センター</u>の設置する医療機関</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する<u>母子健康センター</u></p> <p>ク 介護保険法(平成9年法律第123号)第<u>8条第27項</u>に規定する介護老人保健施設</p> <p>ケ 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護を行うものに限る。)又は同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業(同条第4項に規定する介護予防訪問看護を行うものに限る。)を行う事業所</p> <p>コ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>にあつては、県内のアからクまでに掲げる施設において、3年以上看護職員の業務に従事した実務経験を有するときに限る。)又は県内の地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村(以下「特定町村」という。)において保健師の業務に従事したとき。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第<u>6条の2の2第3項</u>の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構又は<u>国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター</u>の設置する医療機関</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する<u>母子健康包括支援センター</u></p> <p>ク 介護保険法(平成9年法律第123号)第<u>8条第28項</u>に規定する介護老人保健施設</p> <p>ケ 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護を行うものに限る。)又は同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業(同条第3項に規定する介護予防訪問看護を行うものに限る。)を行う事業所</p> <p>コ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に第1条の規定による改正前の静岡県看護職員修学資金貸与規則第1条に規定する修学資金の貸与を受けた者に係る第1条の規定による改正後の同規則第9条の規定の適用については、同条第1項第2号エ中「母子健康包括支援センター」とあるのは、「母子健康包括支援センター又は児童

福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）第5条の規定による改正前の母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センター」とする。

- 3 この規則の施行の日前に第2条の規定による改正前の静岡県看護職員特別修学資金貸与規則第1条に規定する特別修学資金の貸与を受けた者に係る第2条の規定による改正後の同規則第9条の規定の適用については、同条第1項第1号キ中「母子健康包括支援センター」とあるのは、「母子健康包括支援センター又は児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）第5条の規定による改正前の母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センター」とする。